

Toppa!モバイル契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社Hi-Bit (以下、「当社」といいます) は、Toppa!モバイル (以下、「本サービス」といいます) を、Toppa!モバイル契約約款 (以下、「本約款」といいます) に基づき、次条に定める契約者に提供します。
2. 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本約款の一部を構成するものとします。
3. 当社が当社のWEBサイトやパンフレット等に表示する、本サービスの利用上の注意事項または利用条件等も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
4. 契約者は、本サービスを本約款に同意のうえ利用するものとします。なお、契約者は、次条の定めに従い、EMOBILE通信サービス契約約款 (データ通信編、EMOBILE LTE編) についても併せて同意のうえ、利用するものとします。

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	
本サービス	データプラン (E)、Toppa!SIM	イー・アクセス株式会社 (以下、「EA」といいます) が提供するDS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします) を使用して行う電気通信サービス。なお、本約款にあわせてEMOBILE通信サービス契約約款 (データ通信編) が適用されます。
	LTEプラン (E)	EAが提供するSC-FDMA方式およびOFDMA方式またはDS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス。なお、本約款にあわせてEMOBILE通信サービス契約約款 (EMOBILE LTE編) が適用されます。
	データプラン (D)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下、「ドコモ」といいます) と併せて「キャリア」といいます) が提供するW-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、当社が貸与する移動無線機器等を用いてインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスのうち当社が定める仕様に基づくもの。
利用契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約	
契約者	当社と利用契約を締結した者	
料金月	1の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます) から次の暦月の起算日の前日までの間	
移動無線装置 (データカード、ルーター)	利用契約に基づいて、陸上 (河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下、同じとします) において使用されるアンテナおよび無線送受信装置	
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのキャリアの電気通信設備	
契約者回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	
chip	タイプDプランにおいては「SIMカード」、その他のプランにおいては「EM chip」をいい、契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供のために契約者に貸与するもの	
端末設備	当社が提供する、または指定する契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部	

	分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みま す）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以 下、「事業法」といいます）第9条の登録を受けた者または 第16条第1項の届出をした者をいいます。以下、同じとしま す）以外の者が設置する電気通信設備であって、 端末設備以外のもの
相互接続点	EAとEA以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法 第33条および第34条の規定に基づきEAがEA以外の電気通信 事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を いいます。以下、同じとします）に基づく接続に係る電気通 信設備の接続点
協定事業者	EAと相互接続協定を締結している電気通信事業者
相互接続通信	相互接続点との間の通信
契約者回線等	（1）契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット 通信網を介して接続される電気通信網であって、キャ リアが必要に応じ設置する電気通信設備 （2）相互接続点
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令 の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭 和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づ き課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための 負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交 付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第 64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第3条 （通知）

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のWebサイトへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のWebサイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が発信された時点に行われたものとします。

第4条 （約款の変更等）

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。なお、本約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本約款を適用するものとします。
2. 改定後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のWebサイト等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条 （合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条 （準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 （協議）

本約款に記載のない事項および記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 契約

第8条 （本サービスの種類）

本サービスには、料金表第一表に定める種類があります。

第9条 （契約の単位）

当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

第10条（契約申込の方法）

利用契約の申し込みをするときは、当社所定の決済方法登録申込書を提出していただきます。

第11条（契約申込の承諾）

1. 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みをした者が当社の本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された決済方法登録申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、決済方法登録申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (3) 利用契約の申し込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるときまたは本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 利用契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
4. 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるとき、またはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第12条（契約者識別番号）

1. 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第13条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から当社所定の書面により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

第14条（契約者の氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、氏名、名称、住所、電話番号、または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます）、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条（利用契約に係わる契約の承継）

1. 契約者が相続または法人の合併もしくは分割（以下、「相続等」といいます）を伴うときは相続人等は利用契約の承継を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときの取り扱いを次のとおりとします。
 - (1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて当社に請求していただきます。
 - (2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。
3. 相続人等は、承継前の契約者がその利用契約に関して有していた一切の権利および義務を承継します。
4. 当社は前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
 - (2) 利用契約に係わる承継により、新たにその本サービスの契約者になろうとする者が、第48条（利用

- に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第16条 (利用契約に係る契約の譲渡)

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第17条 (契約者が行う利用契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社 Web サイトに定める手順に従い、当社指定の書面を当社の指定する場所に届け出ていただきます。この場合、本条第 2 項に基づき当社に chip が返還され且つ当社に所定の書面が到着した日に利用契約に解約があったものとします。
2. 契約者が利用契約を解約する場合、chip を当社に返還するものとします。
3. 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 6 章に基づきなされるものとします。

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、第28条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第28条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。
4. 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その利用契約に係わる本サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその利用契約を解除するものとします。
5. 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第19条 (契約の満了)

利用契約においては、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月とします)から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日(以下、「満了日」といいます)をもって満了となります。

区分	内容
利用契約	無料期間を含む、24料金月単位

第20条 (利用契約の満了に伴う契約の変更等)

利用契約は、契約者より利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から自動的に更新されます。

第3章 chipの貸与等

第21条 (chipの貸与)

1. 当社は、契約者に対し、chipを貸与します。この場合において、貸与するchipの数は、1の利用契約につき1とします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するchipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第22条 (契約者識別番号その他の情報の登録等)

1. 当社は、次の場合に、当社の貸与するchipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。
 - (1) chipを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のchipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
2. 当社は、前項の規定によるほか、第12条(契約者識別番号)第2項または第44条(修理または復旧の場

合の暫定処置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

第23条 (chipの情報消去および返還)

1. 当社は、次の場合には、当社の貸与するchipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
 - (1) そのchipの貸与に係る利用契約の解除があったとき。
 - (2) その他、chipを利用しなくなったとき。
2. 当社のchipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのchipを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
3. 前項の規定によるほか、第21条(chipの貸与)第2項の規定により、当社がchipの変更を行った場合、契約者は、変更前のchipを返還するものとします。

第24条 (chipの管理責任)

1. chipの貸与を受けている契約者は、そのchipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. chipの貸与を受けている契約者は、chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、第三者がchipを利用した場合であっても、そのchipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
5. 契約者は、当社が契約者に対しchipの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。

第25条 (暗証番号)

1. 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号(そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます)を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。
2. 契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
3. 本条は、タイプDプランには適用されないものとします。

第4章 利用中止および利用停止

第26条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 本条第1項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第27条 (利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
 - (2) 第30条(通信利用の制限)その他本約款の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) キャリアが電気通信サービスを中止したとき。
2. 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
3. 当社は、本条第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条に定める本サービスの利用の中止を行なったことにより、契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第28条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号

の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間)、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条において同じとします)。
 - (2) 本サービスに係る契約の申し込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第14条(契約者の氏名等の変更の届出)に違反したとき、または第14条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が本サービスの利用において第48条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - (5) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 当社が、契約者に、契約者回線に接続されている端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにも関わらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだときまたは、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (7) その他本約款に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
 3. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第5章 通信

第29条 (通信場所等の制約)

1. 通信は、移動無線装置がEAの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 相互接続点との間の通信は、EAの相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行なうことができます。相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下、同じとします)を行うことはできません。
3. 本条は、タイプDプランには適用されないものとします。

第30条 (通信利用の制限)

1. 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。
 - (1) キャリアが別途定める機関が使用している契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)。
 - (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置。
2. 前項の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
 - (2) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (3) 契約者が第48条(利用に係る契約者の義務)第5号に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
 - (4) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止すること。

第6章 料金等

第31条 (料金および工事に関する費用)

1. 本サービスの利用料は、料金表通則第1表に規定するものとします。
2. 本サービスの利用に工事が必要な場合、当該工事に関する費用は、実費とします。

第32条 (利用料の支払義務)

1. 契約者は、利用契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して利用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する料金（以下、「利用料」といいます）の支払いを要します。ただし、本約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない利用料
契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態のことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。
4. 利用料の日割りについては、料金表に定めるところによります。

第33条 (パケット通信料の支払義務)

1. 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます）について、EAが別途定める方法により測定した情報量と料金表の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
2. 契約者は、パケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案してEAが別途定める方法により算定した料金額の支払いを要します。
3. 本条は、スタンダードプランおよびポケットWi-Fiプランのみ適用されるものとします。

第34条 (利用契約に係る契約解除料の支払義務)

契約者は、満了日の翌日以降に利用契約の解約があったときは、料金表に規定する契約解除料の支払いを要しないものとします。

第35条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

契約者は、料金表通則第1表に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

第36条 (工事費の支払義務)

1. 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別途工事費（実費）の支払いを要します。ただし、その工事の着手前に利用契約の解除またはその請求の取消し（以下、本条において「解除等」といいます）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第37条 (料金の計算および支払い)

料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表に規定するところによります。

第38条 (割増金)

契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税

相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第39条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 保守

第40条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第41条 (契約者の維持責任)

1. 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

第42条 (契約者の切分責任)

1. 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第43条 (修理または復旧)

1. 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第30条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

第44条 (修理または復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償

第45条 (責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表通則第1表に定める基本使用料に規定する料金。
- (2) 料金表通則第1表で最大料金額が規定されている場合においては、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)(スタンダードプランおよびポケットWi-Fiプランのみ適用)。
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
5. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
6. 当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、本条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第46条 (免責)

1. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本約款の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、本条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第9章 その他

第47条 (保証金)

1. 契約者は、次の場合には、本サービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みの承諾に必要と当社が判断したとき。
 - (2) 第28条(利用停止)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
 - (3) その他当社が必要と判断したとき。
2. 保証金の額は、1利用契約あたり当社が別途定める額とします。
3. 保証金については、無利息とします。
4. 契約者は、契約期間中と終了後とを問わず、保証金をもって当社に対する債務との相殺を主張し得ないものとします。
5. 契約者は、保証金返還請求権を第三者に譲渡または自己もしくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとします。
6. 当社は、契約者の利用契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、当該利用契約に係る保証金を契約者に返還します。
7. 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその利用契約に基づき当社に支払うべき額があるときは、保証金をその額に充当し、なお残額がある場合、当該残額を契約者に返還するものとします。

第48条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは移動無線装置の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) chipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。
- (5) その他以下の禁止行為に該当する行為をしないこと。
(ア) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為

- (イ) (ア)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (ウ) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (エ) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (オ) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (カ) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (キ) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (ク) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (ケ) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (コ) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (サ) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (シ) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または掲載する行為
- (ス) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (セ) (ア) から (ス) のほか、法令または慣習に違反する行為
- (ソ) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (タ) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (チ) 上記（タ）までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第49条（契約者に係る情報の利用）

1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます）で利用します。
2. 当社は、以下（1）に定める目的のため、当社が指定する契約（以下、「対象契約」といいます）の契約者（申込者含む）に関する個人情報を、当社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」といいます）ならびに、与信業務等に関して提携する企業（以下、「提携企業」といい、加盟個人信用情報機関と提携企業をあわせて「加盟個人信用情報機関等」といいます）に、契約者が当社に登録している情報を提供する場合があります。
 - (1) 目的
 - (ア) 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
 - (イ) 契約者の対象契約に関する代金の支払能力調査
3. 前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第50条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

<以下余白>

制定：2012年4月1日

料金表

通則

第1条（利用料の計算方法等）

1. 利用料の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします）により行います。
2. 当社は、契約者がその利用契約に基づき支払う利用料のうち、基本使用料、パケット通信料およびユニバーサルサービス料等は料金月（その通信を開始した日と終了した日と異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（割引の取扱い）

契約者は、その利用契約の種別・時期により、別記に定める他、料金表第1表に規定する料金額および当社が別に定める内容および条件で割引を受けることができる場合があります。

第3条（利用料の日割り）

当社は、利用料のうち月額で定める料金の利用日数に応じた日割り計算を行います。ただし、料金表に別途定めがある場合は、この限りではありません。

第4条（端数処理）

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第5条（利用料の支払い）

1. 契約者は、利用料およびこれにかかる消費税相当額を、当社指定の支払方法で支払うものとします。なお、当社指定の支払方法については、申込書または重要事項説明書にてご確認ください。
2. 利用料の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 利用料の支払が本条第1項に定める預金口座振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
4. 当社は、前項の規定にかかわらず、利用料について、その全部または一部の支払時期を変更することがあります。

第6条（消費税相当額の加算）

この料金表に係る利用料について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

以上

第1表 本サービスに関する料金

1. Toppa!モバイルデータプラン (E)

①W定額

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) W定額
月額利用料 (税込) (※1) (※2) (※3)	1,380円～5,360円
事務手数料 (税込) (※4)	3,150円
移動無線装置(ルーター)代金	初回無料 (※5)
最低利用期間	24ヵ月 (自動更新あり) (※7)
契約解除料(不課税)	10,000 (一律) (※8)

- (※1) パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1課金対象パケットとし、1課金対象パケット毎に金0.042円 (税込) とします。
- (※2) (※1) に関わらず1契約者回線につき、23,825パケットまでは無料とします。また、パケット通信料は、1契約者回線につき3,980円を上限とします。
- (※3) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※4) 事務手数料は初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※5) 移動無線装置 (ルーター) 代金は初回のみ無料となります。契約者への移動無線装置 (ルーター) の引渡時をもって、移動無線装置 (ルーター) の所有権は移転するものとします。
- (※6) 契約者は、移動無線装置 (ルーター) の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置 (ルーター) の代金を当社に支払うものとします。
- (※7) Toppa!モバイルデータプラン (E) W定額の最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※8) 利用契約を締結した日の属する月 (以下「契約月」といいます) 内、または契約月の翌月より24ヵ月以内にご解約の場合には契約解除料10,000円 (不課税) をお支払いいただきます。

②フラット

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット
月額利用料 (税込) (※1)	5,980円
事務手数料 (税込) (※2)	3,150円
移動無線装置(ルーター)代金	初回無料 (※3)
最低利用期間	24ヵ月 (自動更新あり) (※5)
契約解除料(不課税)	別途記載 (※6)

- (※1) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月(税込)のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※2) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※3) 移動無線装置(ルーター)代金は初回のみ無料となります。契約者への移動無線装置(ルーター)の引渡時をもって、移動無線装置(ルーター)の所有権は移転するものとします。
- (※4) 契約者は、移動無線装置(ルーター)の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置(ルーター)の代金を当社に支払うものとします。
- (※5) Toppa!モバイルデータプラン(E)フラットの最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※6) Toppa!モバイルデータプラン(E)フラットは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料		33,600円	32,200円	30,800円	29,400円	28,000円	26,600円	25,200円	23,800円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	
契約解除料	22,400円	21,000円	19,600円	18,200円	16,800円	15,400円	14,000円	12,600円	
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目	
契約解除料	11,200円	9,800円	8,400円	7,000円	5,600円	4,200円	2,800円	1,400円	

③W定額 バリ ューONE

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) W定額 バリ ューONE
月額利用料 (税込) (※1) (※2)	3,360円~7,340円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円
預かり金 (税込)	100円
移動無線装置(ルーター)代金	初回無料 (※4)
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※6)
契約解除料(不課税)	別途記載 (※7)

- (※1) 当社指定のPCにご指定いただいた場合の月額利用料になります。なお、当社が指定するPCは、<http://toppa.excite.co.jp/> 掲載のPCとなります。
- (※2) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月(税込)のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) 事務手数料は初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※4) 移動無線装置(ルーター)代金は初回のみ無料となります。契約者への移動無線装置(ルーター)の引渡時をもって、移動無線装置(ルーター)の所有権は移転するものとします。
- (※5) 契約者は、移動無線装置(ルーター)の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置(ルーター)の代金を当社に支払うものとします。
- (※6) Toppa!モバイルデータプラン(E)W定額バリ ューONEの最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※7) Toppa!モバイルデータプラン(E)W定額バリ ューONEは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	49,600円	47,950円	46,300円	44,650円	43,000円	41,350円	39,700円	38,050円	
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	
契約解除料	36,400円	34,750円	33,100円	31,450円	29,800円	28,150円	26,500円	24,850円	
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目	
契約解除料	23,200円	21,550円	19,900円	18,250円	16,600円	14,950円	13,300円	11,650円	

- (※8) Toppa!モバイルデータプラン(E)W定額バリ ューONEは、契約月の翌月を1ヵ月目とする25ヵ月目(以下「移行月」といいます)の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的にToppa!モバイルデータプラン(E)W定額に移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。
- (※9) その他のご利用条件は、付記「Toppa!モバイルバリ ューONEプラン」付属約款をご確認ください。

④フラット バリューストーン

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット バリューストーン
月額利用料 (税込) (※1) (※2)	7,860円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円
預かり金 (税込)	100円
移動無線装置(ルーター)代金	初回無料 (※4)
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※6)
契約解除料(不課税)	別途記載 (※7)

- (※1) 当社指定のPCにご指定いただいた場合の月額利用料になります。なお、当社が指定するPCは、
(<http://toppa.excite.co.jp/>) 掲載のPCとなります。
- (※2) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月(税込)のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) 事務手数料は初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※4) 移動無線装置(ルーター)代金は初回のみ無料となります。契約者への移動無線装置(ルーター)の引渡時をもって、移動無線装置(ルーター)の所有権は移転するものとします。
- (※5) 契約者は、移動無線装置(ルーター)の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置(ルーター)の代金を当社に支払うものとします。
- (※6) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット バリューストーンの最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※7) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット バリューストーンは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	73,200円	70,150円	67,100円	64,050円	61,000円	57,950円	54,900円	51,850円	
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	
契約解除料	48,800円	45,750円	42,700円	39,650円	36,600円	33,550円	30,500円	27,450円	
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目	
契約解除料	24,400円	21,350円	18,300円	15,250円	12,200円	9,150円	6,100円	3,050円	

- (※8) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット バリューストーンは、移行月の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的にToppa!モバイルデータプラン (E) フラットに移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。
- (※9) その他のご利用条件は、付記「Toppa!モバイルバリューストーンプラン」付属約款をご確認ください。

⑤フラット まとめてパック

1) ライト

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパックライト
月額利用料 (税込) (※2)	4,980円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※4)
契約解除料 (不課税)	別途記載 (※5)

(※1) 料金表通則第2条に基づき、契約者が当社の指定する端末購入と同時にToppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパックライトに加入することで、当社の別途指定する金額を上限額とし、契約者の端末購入額等を割引するプランです。

(※2) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。

(※3) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。

(※4) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパックライトの最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。

(※5) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパックライトは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

【契約解除料】

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料		57,600円	55,200円	52,800円	50,400円	48,000円	45,600円	43,200円	40,800円
利用期間		9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料		38,400円	36,000円	33,600円	31,200円	28,800円	26,400円	24,000円	21,600円
利用期間		17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料		19,200円	16,800円	14,400円	12,000円	9,600円	7,200円	4,800円	2,400円

(※6) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパックライトは、移行月の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的にToppa!モバイルデータプラン (E) フラット ベーシック 24に移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。

2) レギュラー

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) フラットまとめてパッケレギュラー
月額利用料 (税込) (※2)	5,980円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※4)
契約解除料(不課税)	別途記載 (※5)

(※1) 料金表通則第2条に基づき、契約者が当社の指定する端末購入と同時にToppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパッケレギュラーに加入することで、当社の別途指定する金額を上限額とし、契約者の端末購入額等を割引するプランです。

(※2) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。

(※3) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。

(※4) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラットまとめてパッケレギュラーの最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。

(※5) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパッケレギュラーは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

【契約解除料】

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料		69,600円	66,700円	63,800円	60,900円	58,000円	55,100円	52,200円	49,300円
利用期間		9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料		46,400円	43,500円	40,600円	37,700円	34,800円	31,900円	29,000円	26,100円
利用期間		17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料		23,200円	20,300円	17,400円	14,500円	11,600円	8,700円	5,800円	2,900円

(※6) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット まとめてパッケレギュラーは、移行月の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的にToppa!モバイルデータプラン (E) フラット ベーシック 24に移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。

3) フラット ベーシック24

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット ベーシック24
月額利用料 (税込)	3,880円
最低利用期間	24ヵ月 (自動更新あり)
契約解除料(不課税)	9,975円

- (※1) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット ベーシック 24 は、その他 Toppa!モバイルデータプラン (E) まとめてパックからの移行専用プランとなります。
- (※2) 月々の合計利用料の他に、1 電話番号あたり 5.25 円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) Toppa!モバイルデータプラン (E) フラット ベーシック 24 は、移行月を1ヵ月目とする25ヶ月目 (以下「更新月」といいます) の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的に更新されるものとします。
- (※4) 契約解除料は、移行月および更新月を除き、発生するものとします。

2. Toppa!SIM

プラン名	Toppa!SIM昼割プラン	Toppa!SIM通常プラン
月額利用料 (税込)	2,460円～4,960円/月 (※1) (※2) (※3)	4,260円/月 (※3) (※4)
事務手数料 (税込) (※5)	3,150円	
最低利用期間	24ヵ月 (自動更新あり)	
契約解除料 (不課税)	9,975円 (一律) (※7)	

- (※1) 2:00～20:00までの利用につきましては2,460円/月 (税込) の定額制になります。左記以外の時間帯は従量制となります。
- (※2) パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1課金対象パケットとし、1課金対象パケット毎に金0.0105円 (税込) とします。なお、パケット通信料は、1契約者回線につき2,500円/月 (税込) を上限とします。
- (※3) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※4) 4,260円/月 (税込) の定額制になります。
- (※5) Toppa!SIMの最低利用期間は、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※6) 事務手数料は初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※7) Toppa!SIMは、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合には契約解除料9,975円 (不課税) をお支払いいただきます。

3. Toppa!モバイルLTEプラン (E)

①フラット+アシスト1600

プラン名	Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600	
月々の合計利用料 (税込) (月額割適用後) (※2)	基本使用料 (税込)	500円
	アシスト月額料 (税込)	1,600円
	定額パケット通信料 (税込)	3,380円
	月額割 (税込) (※1)	-1,600円
	月々の合計利用料 (月額割適用後)	3,880円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円	
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※4)	
契約解除料 (不課税)	別途記載 (※5)	

(※1) 月額割は、料金表通則第2条に基づき、契約者が当社の指定する端末購入と同時に Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト 1600 に加入することで、当社の別途指定する金額を上限額とし、契約月を含む最大 25 ヶ月間、基本使用料およびアシスト月額料以外の利用料を割引するサービスです。

(※2) 月々の合計利用料の他に、1 電話番号あたり 5.25 円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。

(※3) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。

(※4) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト 1600 の最低利用期間は、契約月の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月目の末日までとなります。

(※5) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト 1600 は、契約月内、または契約月の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

【契約解除料】

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	38,400円	37,200円	36,000円	34,800円	33,600円	32,400円	31,200円	30,000円	
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	
契約解除料	28,800円	27,600円	26,400円	25,200円	24,000円	22,800円	21,600円	20,400円	
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目	
契約解除料	19,200円	18,000円	16,800円	15,600円	14,400円	13,200円	12,000円	10,800円	

(※6) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト 1600 は、移行月の 25 日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的に Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラットに移行されるものとします。なお、移行月の 25 日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。

(※7) 契約者は、当社の承諾を得た上で、LTEプラン以外のプランの最低利用期間中に利用中のLTEプラン以外のプランを解約し、LTEプランを新規で申し込むことができるものとします。この場合、契約者は当該利用中のプランの契約解除料を当社に支払うものとします。

②フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE

プラン名	Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE	
月々の合計利用料 (税込) (月額割適用後) (※2)	基本使用料 (税込)	500円
	アシスト月額料 (税込)	1,600円
	定額パケット通信料 (税込)	3,380円
	レンタル料 (税込) (※1)	1,980円
	月額割 (税込) (※1)	-1,600円
	月々の合計利用料 (月額割適用後)	5,860円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円	
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※4)	
契約解除料 (不課税)	別途記載 (※5)	

- (※1) 月額割は、料金表通則第2条に基づき、契約者が当社の指定する端末購入と同時に Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE に加入することで、当社の別途指定する金額を上限額とし、契約月を含む最大25ヵ月間、基本使用料およびアシスト月額料以外の利用料を割引するサービスです。
- (※2) 月々の合計利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※4) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE の最低利用期間は、契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※5) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE は、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

【契約解除料】

利用期間	ご契約月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料		78,000円	75,150円	72,300円	69,450円	66,600円	63,750円	60,900円	58,050円
利用期間		9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料		55,200円	52,350円	49,500円	46,650円	43,800円	40,950円	38,100円	35,250円
利用期間		17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料		32,400円	29,550円	26,700円	23,850円	21,000円	18,150円	15,300円	12,450円

- (※6) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット+アシスト1600 バリュースタイルONE は、移行月の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的に Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラットに移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。
- (※7) 契約者は、当社の承諾を得た上で、LTEプラン以外のプランの最低利用期間中に利用中のLTEプラン以外のプランを解約し、LTEプランを新規で申し込むことができるものとします。この場合、契約者は当該利用中のプランの契約解除料を当社に支払うものとします。

③フラット

プラン名	Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラット	
月々の合計利用料 (税込) (月額割適用後) (※2)	基本使用料 (税込)	500円
	アシスト月額料 (税込)	-
	定額パケット通信料 (税込)	3,380円
	月額割 (税込)	-
	月々の合計利用料 (月額割適用後)	3,880円
最低利用期間	24ヵ月 (自動更新あり)	
契約解除料(不課税)	9,975円 (一律)	

- (※1) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラットは、その他 Toppa!モバイルLTEプラン (E) からの移行専用プランとなります。
- (※2) 月々の合計利用料の他に、1 電話番号あたり 5.25 円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) Toppa!モバイルLTEプラン (E) フラットは、移行月を1ヵ月目とする25ヶ月目 (以下「更新月」といいます) の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的に更新されるものとします。
- (※4) 契約解除料は、移行月および更新月を除き、発生するものとします。

4. Toppa!モバイルデータプラン(D)

①フラット

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン(D) フラット
月額利用料(税込) (※1)	5,880円/月
事務手数料(税込) (※2)	3,150円
移動無線装置(ルーター)代金	初回無料(※3)
最低利用期間	24ヵ月(自動更新あり) (※5)
契約解除料(不課税)	別途記載(※6)

- (※1) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月(税込)のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※2) 事務手数料は、初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※3) 移動無線装置(ルーター)代金は初回のみ無料となります。契約者への移動無線装置(ルーター)の引渡時をもって、移動無線装置(ルーター)の所有権は移転するものとします。
- (※4) 契約者は、移動無線装置(ルーター)の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置(ルーター)の代金を当社に支払うものとします。
- (※5) Toppa!モバイルデータプラン(D)フラットの最低利用期間は、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※6) Toppa!モバイルデータプラン(D)フラットは、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

【契約解除料】

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	25,200円	24,150円	23,100円	22,050円	21,000円	19,950円	18,900円	17,850円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	16,800円	15,750円	14,700円	13,650円	12,600円	11,550円	10,500円	9,450円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	8,400円	7,350円	6,300円	5,250円	4,200円	3,150円	2,100円	1,050円

②フラット バリューストーン

プラン名	Toppa!モバイルデータプラン (D) フラット バリューストーン
月額利用料 (税込) (※1) (※2)	7,860円
事務手数料 (税込) (※3)	3,150円
預かり金 (税込)	100円
移動無線装置(ルーター)代金	無料 (※4)
最低利用期間	24ヵ月 (自動移行あり) (※4)
契約解除料(不課税)	別途記載 (※6)

- (※1) 当社指定のPCにご指定いただいた場合の月額利用料になります。なお、当社が指定するPCは、
(<http://toppa.excite.co.jp/>) 掲載のPCとなります。
- (※2) 月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月 (税込) のユニバーサルサービス料がかかります。
- (※3) 事務手数料は初回のご利用料金と合わせてご請求させていただきます。
- (※4) 移動無線装置 (ルーター) 代金は無料となります。契約者への移動無線装置 (ルーター) の引渡時をもって、移動無線装置 (ルーター) の所有権は移転するものとします。
- (※5) 契約者は、移動無線装置 (ルーター) の再購入を行う場合、当社の請求に応じて速やかに当該移動無線装置 (ルーター) の代金を当社に支払うものとします。
- (※6) Toppa!モバイルデータプラン (D) フラット バリューストーンの最低利用期間は、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- (※7) Toppa!モバイルデータプラン (D) フラット バリューストーンは、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、以下の契約解除料が適用されます。

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	64,800円	62,100円	59,400円	56,700円	54,000円	51,300円	48,600円	45,900円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	43,200円	40,500円	37,800円	35,100円	32,400円	29,700円	27,000円	24,300円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	21,600円	18,900円	16,200円	13,500円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

- (※8) Toppa!モバイルデータプラン (D) フラット バリューストーンは、移行月の25日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的にToppa!モバイルデータプラン (D) フラットに移行されるものとします。なお、移行月の25日までになされた解約は、契約解除料が発生しないものとします。
- (※9) その他のご利用条件は、付記「Toppa!モバイルバリューストーンプラン」付属約款をご確認ください。

第二表 工事費

工事費は、別途算定する実費とします。

以上

別記

【長割 24】

長割24とは、料金表通則第2条に基づき、当社の指定するToppa!モバイルデータプランにつき、24ヵ月間のご利用をお約束いただくことによって、当該プランの月額利用料の割引を行うサービスです。

1. 長割24の適用対象プラン

プラン名	長割24適用後月々の合計利用額（税込）
Toppa!モバイル データプラン(E)フラット	3,880円
Toppa!モバイル データプラン(E)フラット バリューONE	5,860円
Toppa!モバイル データプラン(D)フラット	3,880円
Toppa!モバイル データプラン(D)フラット バリューONE	5,860円

2. 契約解除料

契約解除料の適用	長割24の契約解除料（不課税）
① 長割24の適用対象プランにおいて、当該プランの契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内の解約	0円
② 更新月の25日までの解約	
長割24の適用対象プランの利用契約が更新され、更新月を除く料金月での解約	9,975円

【長割 36】

長割36とは、料金表通則第2条に基づき、Toppa!モバイルマルチパスポートサービス利用契約約款（以下、「対象約款」といいます）に基づき提供される当社の指定するToppa!モバイルデータプランにつき、36ヵ月間のご利用をお約束いただくことによって、当該プランの月額利用料の割引を行うサービスです。

1. Toppa!モバイルマルチパスポートにおける長割36の適用対象プラン

対象約款におけるプラン名	本契約約款におけるプラン名	長割36適用後月々の合計利用額（税込）
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン(E)フラット	Toppa!モバイル データプラン(E)フラット	4,405円
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン(D)フラット	Toppa!モバイル データプラン(D)フラット	4,405円

2. 契約解除料

長割36の契約解除料は発生しないものとします。

【長割 12】

長割12とは、料金表通則第2条に基づき、対象約款における当社の指定するToppa!モバイルデータプランにつき、12ヵ月間のご利用をお約束いただくことによって、当該プランの月額利用料の割引を行うサービスです。

1. Toppa!モバイルマルチパスポートにおける長割36の適用対象プラン

対象約款におけるプラン名	本契約約款におけるプラン名	長割36適用後月々の合計利用額（税込）
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン(E)フラットN	Toppa!モバイル データプラン(E)フラット	4,405円
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン(D)フラットN	Toppa!モバイル データプラン(D)フラット	4,405円

2. 契約解除料

長割12の契約解除料は発生しないものとします。

以上

付記 「Toppa!モバイルバリューONE プラン」 付属約款

本付属約款は、「Toppa!モバイルバリューONE プラン」（以下「バリューONE プラン」といいます）を当社とご契約いただいた契約者（以下「契約者」といいます）に対して、「Toppa!モバイル契約約款」と一体のものとして、適用されるものとします。

第1章 総則

第1条（本サービスについて）

- 1) バリューONE プランは、当社のインターネット接続サービス「Toppa!モバイル」と、申込書記載のPC等（以下「レンタル商品」といいます）を、以下に記載の条件でレンタルする「レンタルサービス」とを、一体としてご提供するプランです。
- 2) バリューONE プランを当社とご契約いただいた契約者（以下「契約者」といいます）は、レンタル商品を当社から借り受け、利用期間中、利用することができるものとします。
- 3) バリューONE プランのお申し込みの際し、契約者に預かり金100円（税込）をお支払いいただきます。
- 4) お申し込みについては、支払方法等についてクレジット会社の与信が有効でない等の理由に伴う、当社独自の審査がございます。かかる審査の結果、契約者のお支払いが確保できないと当社が判断したとき等には、当社は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 5) レンタルサービスは、バリューONE プランと一体となったサービスですので、レンタルサービスを解約する場合、同時にバリューONE プランの解約となり、第4条所定の契約解除料が発生するものとします。
- 6) レンタル商品を契約者から発送する場合にかかる送料は、いずれの場合も、契約者の自己負担となります。

第2条（利用契約期間について）

- 1) バリューONE プランの最低利用期間の満了日は、以下の表に定めるとおりとします。

プラン名	最低利用期間の満了日
Toppa!モバイルデータプラン (E)	契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日
Toppa!モバイルデータプラン (D)	契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日

- 2) バリューONE プランは、以下の表に定める期日までに当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、自動的に当社指定のプランに移行されるものとします。

プラン名	期日
Toppa!モバイルデータプラン (E)	契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日
Toppa!モバイルデータプラン (D)	契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日

- 3) バリューONE プランを満了日までにご利用いただいた場合、預かり金100円（税込）の譲渡をもってレンタル商品の所有権は契約者に移転されます。
- 4) 契約者が、バリューONE プランの最低利用期間の満了日まで解約する場合、第4条所定の契約解除料をお支払いいただきます。なお、かかる契約解除料をお支払いいただいたときは、契約者は、レンタル商品を返却し預かり金100円（税込）の返却を受けるか、預かり金100円（税込）の譲渡をもってレンタル商品の所有権を譲り受けるかを選択することができます。

第3条（料金について）

- 1) バリューONE プランをお申し込みの契約者は、Toppa!モバイル契約約款料金表第1表所定の金額を支払うものとします。
- 2) バリューONE プランのご利用料金のお支払方法については、当社指定の支払方法によるものとします。なお、当社指定の支払方法については、申込書または重要事項説明書にてご確認ください。

第4条（契約解除料について）

バリューONE プランご利用の契約者は、契約月内、または契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月以内に解約した場合、当該利用期間に応じて、Toppa!モバイル契約約款に定める契約解除料を当社に支払うものとします。

第5条（個人情報のお取り扱いについて）

当社がお申し込みを通じて契約者からいただく個人情報、レンタル商品の発送、バリューONEプランの提供のため、また契約者に商品・サービスに関する最新情報を提供するために当社プライバシーポリシー (http://www.tpl.jp/ci/ci_policy.html) に従い、利用することがあります。

第6条 (管轄について)

契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、双方が誠意を持って解決にあたるものとしますが、解決が困難で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条 (本付属約款の改訂について)

本付属約款は、事前に通知することなく改訂される場合があります。改訂時に、バリューONEプランをご利用中の契約者は、改訂後の約款の内容に同意したものとみなされるものとします。

第2章 レンタルサービス

第8条 (レンタル商品の配送について)

レンタル商品の配送は、当社にて契約者のバリューONEプラン利用料の支払いにかかる決済確定の確認がとれた時点で当社が手配するものとします。なお、日本国内のみの配送です。

第9条 (レンタル商品の交換について)

レンタル商品に初期不良があった場合、到着後8日以内に当社にメール等でご連絡を下さい。当社で動作確認を行い、初期不良と判断した場合には、同一商品との交換を、当社の費用で対応させていただきます。ただし、同一商品と交換できない場合には、同等商品との交換とさせていただきます。

第10条 (保守・保証について)

当社から契約者に対してレンタルされたレンタル商品には、1年間のメーカー保証が適用されます。2年目以降にレンタル商品に何らかの不具合等が生じた場合のレンタル商品の交換・修理等についても、当社にて承りますが、費用は自己負担となります。

第11条 (レンタル商品の紛失、毀損等について)

- 1) 契約者がレンタルサービスの契約期間中、レンタル商品を紛失、毀損等した場合、直ちに当社に通知するものとします。
- 2) 契約者がレンタルサービスの契約期間中にレンタル商品を紛失した場合、レンタルサービスは解約となり、第4条所定の契約解除料を、別途当社の指示に従いお支払いいただきます。

第12条 (レンタル商品の譲渡等について)

- 1) 契約者は、レンタル商品を第三者に譲渡・転貸し、またはレンタル商品について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定することができません。
- 2) 契約者は、レンタル商品について、他から強制執行その他、法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、万一、侵害が発生したときは、直ちに当社に通知し、かつ速やかに侵害を、契約者の責任と負担により解消させるものとします。
- 3) 前項の場合において、当社が必要な措置をとったときは、契約者にはそのために当社に生じた一切の費用をご負担いただきます。

第13条 (レンタル商品にインストールされたソフトウェアの使用許諾について)

レンタル商品にインストールされているソフトウェア製品に係る知的財産権は、当該ソフトウェアに係る権利者が保持します。すべてのソフトウェア製品はレンタル商品に添付されている使用許諾契約書の規定が適用され、契約者は使用許諾契約書の規定を遵守するものとします。

第14条 (免責事項について)

- 1) 当社は、レンタル商品のスペック等に関する契約者自身の使用目的への適合性等については一切担保するものではありません。
- 2) 当社は、理由の如何を問わず、契約者が当社の提供するレンタル商品を使用することあるいは使用できなかったことに関する、契約者あるいは第三者に発生した損害・損失・不利益に関して一切の

責任を負いかねます。

- 3) レンタルサービスの終了時にレンタル商品を当社に返却する場合、契約者は自己の責任においてレンタル商品中の契約者の情報等の一切を削除し、当社からレンタル商品の引渡しを受けた際の状態に戻した上で、当社に返却するものとします。
- 4) 前項の定めに関わらず、レンタル商品中に契約者の情報等が削除されず残っていた場合に、これにより当該情報等の第三者への開示・漏洩等の問題が発生した場合であっても、当社（当社からレンタル商品の譲渡を受けた第三者等を含む）は一切責任を負わないものとします。

以上

制定日：2012年4月1日

Toppa!モバイルマルチパスポートサービス利用契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社 Hi-Bit (以下「当社」といいます。)は、「Toppa!モバイルマルチパスポートサービス利用契約約款 (以下「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づき、「Toppa!モバイルマルチパスポートサービス」(第3条 (用語の定義)に定めます。)を提供します。

第2条 (プランの内容)

Toppa!モバイルマルチパスポートサービスには、当社が Toppa!モバイルマルチパスポートサービスにおいて提供する電気通信サービスの種別に応じて、下記のプランがあります。

記

プランの種類	電気通信サービス
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラット	当社がイー・アクセス株式会社の無線基地局設備を利用して、契約者の貸与端末との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービス
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラット	当社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの無線基地局設備を利用して、契約者の貸与端末との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービス
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラット	当社がUQコミュニケーションズ株式会社の無線基地局設備を利用して、契約者の貸与端末との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービス

以上

第3条 (用語の定義)

本約款における用語は、以下各号に定義するものとします。

- ① 「Toppa!モバイルマルチパスポートサービス」とは、第2条に定めるプランからいずれかのプランを選択して、当該プランに対応する電気通信サービスの提供及び当該プランの利用に必要な機器の貸借を受けることができ、かつ利用契約の有効期間 (第24条 (有効期間)に定めます。)中、当社の指定する回数、無償で当該機器の変更 (それに伴うプランの変更を含む)が可能であるサービスを指します。
- ② 「利用契約」とは、本約款を含む Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用等に関する契約を指します。
- ③ 「契約者」とは、当社と利用契約を締結している者を指します。
- ④ 「選択プラン」とは、利用契約において契約者が選択できる、第2条に定めるプランを指します。なお、利用契約が有効期間 (第24条 (有効期間)に定めます。)満了後に自動更新された場合には、以降の選択プランは第25条 (移行プランへの移行)に定める通りとなります。
- ⑤ 「移行プラン」とは、選択プランのうち、第25条 (移行プランへの移行)に定めるプランを指します。
- ⑥ 「選択プラン約款」とは、選択プラン毎に当社が定め、当社のウェブサイト (URL : <http://toppa.excite.co.jp/>) に掲載する約款を指します。なお、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラット」及び「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラット」については「Toppa!モバイル契約約款」、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラット」については「Toppa! WiMAX サービス契約約款」となります。
- ⑦ 「貸与端末」とは、当社が、選択プランに応じて契約者に貸与する、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの適用されたデータカード端末ならびにこれに付随する機器等を指します。
- ⑧ 「chip」とは、契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの提供のために契約者に貸与するものを指します。なお、選択プランが「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラット」の場合には「EM chip」、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラット」の場合には「SIM カード」となり、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラット」の場合には chip はありません。
- ⑨ 「本事務局」とは、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する業務を行う当社の事務

取扱所を指します。

- ⑩ 「キャリア」とは、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに電気通信設備等を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者を指します。なお、選択プランが「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラット」の場合にはイー・アクセス株式会社、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラット」の場合には株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラット」の場合にはUQコミュニケーションズ株式会社となります。
- ⑪ 「Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金」とは、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの基本使用料、事務手数料、ユニバーサルサービス料金相当代金、契約解除料等の一切の料金を指します。
- ⑫ 「利用契約申込書」とは、当社が指定する利用契約のための申込書を指します。

第4条 (約款の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本約款を第6条(通知の方法)に定める方法により契約者に通知するものとし、以後、変更後の約款が適用されるものとします。

第5条 (Toppa!モバイルマルチパスポートサービス内容の変更)

- 1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金、各種割引サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第6条(通知の方法)に定める方法により契約者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとします。
- 2. キャリアの提供する電気通信サービスの料金体系が変更された場合も前項と同様とします。

第6条 (通知の方法)

本約款及び Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに係る事項について、当社から契約者に対する通知の方法は、書面、電子メール(ショートメールサービス等)又はウェブサイトへの掲示による他、当社が指定する方法によるものとします。

第7条 (契約者に係る情報の利用等)

- 1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、連絡先、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金、支払状況、契約者の保有する貸与端末につきキャリアから発行される利用明細情報ならびに契約者の当社への問い合わせ内容等の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、料金の適用、料金の請求及び受付審査等、当社の Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの提供に必要な範囲で利用します。
- 2. 前項の規定による他、契約者は、当社が契約者情報を、下記の各号に定める方法で利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとします。
 - ① 当社が契約者に対し Toppa!モバイルマルチパスポートサービス内容の追加又は変更のご案内又は緊急連絡のため、前条に定める方法により通知を行う場合。
 - ② 契約者が支払期日までに Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金を支払わない場合、第21条(未払い時の通知等)の定めに従い、提携会社(第21条第2項に定めます。)に提供する場合。
 - ③ 当社がキャリアから契約者情報の開示を求められた場合に、キャリアへ提供する場合。
 - ④ 当社が商品開発等の目的で Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する場合。
 - ⑤ 法令の規定に基づき、利用又は提供する場合。
 - ⑥ 契約者から事前の同意を得た場合。
- 3. 前二項に定める他、当社は、以下(1)に定める目的のため、当社が指定する契約(以下、「対象契約」といいます。)の契約者(申込者含む)に関する個人情報を、当社が加盟する個人情報情報機関(以下、「加盟個人情報機関」といいます)ならびに、与信業務等に関して提携する企業(以下、「提携企業」といい、加盟個人情報機関と提携企業をあわせて「加盟個人情報機関等」といいます)に、契約者が当社に登録している情報を提供する場合があります。

(1) 目的

- (ア) 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
- (イ) 契約者の対象契約に関する代金の支払能力調査

第8条 (契約者情報の変更)

1. 契約者は、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの適正な運用の確保のため、氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に変更を生じた場合は、速やかに当社に通知するものとします。
2. 契約者が、前項に記載する変更後の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が契約者の変更前の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て契約者に対して発送した時点において到着したものとします。

第2章 申込及び解約

第9条 (利用契約の申込み方法)

利用契約の申込みは、利用契約申込書その他当社の定める添付書類を当社へ提出する方法で行うものとします。

第10条 (契約申込みの承諾)

1. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、当社の判断により、利用契約の申込みの承諾を延期又は承諾をしないことがあります。

第11条 (貸与端末の引渡、交換、返却)

1. 当社は、契約者へ無償で当社指定の貸与端末を貸与するものとします。なお、貸与端末には新品のほか、古物も含まれるものとします。
2. 契約者は、当社から借り受けている貸与端末を、善良なる管理者の注意をもって取扱うものとします。
3. 契約者は、当社から借り受けている貸与端末を、利用契約の有効期間中、移行プランを除く選択プランについては3回、移行プランについては1回（以下、それぞれ「上限回数」といいます。）まで無償で交換又は変更（それに伴う選択プランの変更を含む。以下同じ。）することができるものとします。なお、上限回数超過後も、契約者は1回あたり金5,250円（税込）を当社に支払うことにより、貸与端末の交換又は変更が可能とします。また、利用契約に基づき契約者が貸与端末の交換又は変更を行った回数（以下「交換回数」といいます。）は、第24条（有効期間）に基づき利用契約が更新された場合には、その時点で一旦消去され、更新後の有効期間において新たに算定されるものとします。
4. 契約者は、前項に基づき貸与端末の変更又は交換を行なう場合、受付事務手数料として、1台あたり金1,050円（税込）を支払わなければならないものとし、その他当社指定の方法により必要な手続きを行うものとします。
5. 契約者は、第3項に基づく貸与端末の交換若しくは変更をし、又は利用契約が終了した場合には、貸与端末及びChipその他の付属品を当社に返却するものとします。なお、契約者は、貸与端末を返却する場合、契約者のメモリー等の記録が可能な貸与端末については、当該貸与端末内に存在するメモリー等を必ず消去した上で当社に返却するものとします。万一、貸与端末にメモリー等が残ったまま当社に返却されたことにより、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、貸与端末の交換・変更、又は利用契約の終了に伴い、貸与端末又はChipその他の付属品を当社に返却しない場合は、契約者は下記代金を当社に支払うものとします。

記

①貸与端末本体	1台あたり金15,000円
②付属のアダプタ・ケーブル・Chipのいずれか又は全部	1回線あたり金2,100円

以上

第12条 (貸与端末の紛失及び修理時の取扱い)

1. 契約者は、貸与端末を紛失した場合、1台あたり金15,000円を当社に支払うことにより、当社から新たに貸与端末を借り受けて利用するものとします。なお、この場合の貸与端末の交換若しく

は変更は、交換回数の算定に含まれるものとします。また、この場合、契約者は第 11 条（貸与端末の引渡、交換、返却）第 4 項に定める受付事務手数料を支払わなければならないものとします。

2. 当社は、利用契約の有効期間中に、契約者の使用する貸与端末に下記いずれかの事由が発生した場合に、契約者に対し下記の保証を行いません。なお、この場合の貸与端末の交換は、交換回数の算定に含まれないものとします。

記

事由	保証内容
①取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で貸与端末が故障したと当社が認めた場合	無償での修理。但し、修理が難しい場合は無償での貸与端末の交換対応。
②その他故障・破損・水濡れによって当社が修理を認めた場合	

以上

3. 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、前項の保証の対象外とします。
 - ①契約者の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
 - ②地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
 - ③使用による劣化や色落ち等
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
 - ⑤公的機関による差押え、没収等に起因する被害
 - ⑥その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
4. 契約者は、第 2 項に定めた事由が発生した場合は、当社に連絡の後、貸与端末を当社指定の郵送先に郵送頂くものとします。なお、郵送にかかる費用は契約者が負担するものとします。修理後若しくは交換用の貸与端末の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。
5. 当社は、貸与端末の修理に伴い、メモリーの消去等により契約者に何らかの損害が発生した場合であっても、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、修理の完了した貸与端末（以下「修理完了貸与端末」といいます。）を契約者へ当社指定の方法により返送するものとします。なお、修理完了貸与端末の返送に要する送料は当社の負担とします。

第 13 条（解約等）

1. 契約者は、利用契約を有効期間満了日まで解約できないものとします。万一、契約者が、やむを得ない事由により利用契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ第 16 条（お問合せ窓口）に定めるコールセンターに当社所定の解約書を発送し、当社の承諾を得るものとします。なお、当社は、解約書及び貸与端末が当社に到着した日をもって利用契約を解約し、その利用を停止するものとします。
2. 契約者が利用契約を有効期間満了日の属する月の翌月以外で解約した場合は、契約者は契約解除料として金 15,000 円を当社に支払うものとします。

第 3 章 利用方法等

第 14 条（利用責任）

1. 契約者が、Toppa! モバイルマルチパスポートサービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に一切損害を与えないものとします。
2. 当社が、契約者に代わって前項の対応を行った場合、当該対応のために要した費用を契約者に対して請求するものとします。

第 15 条（禁止事項）

契約者は、Toppa! モバイルマルチパスポートサービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ② 第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
- ③ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。

- ④ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はその虞のあるメールを送信する行為。
- ⑤ 貸与端末を、第三者に売却、レンタル又は譲渡する行為。
- ⑥ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑦ 当社が指定する方法によらず第三者の運営するデータ端末等の取り扱い店舗等でプラン変更又は貸与端末の返却をする行為。
- ⑧ 法令もしくは公序良俗に反し、又は、他人の権利を著しく侵害する行為。
- ⑨ Chip を貸与端末以外の端末に入れて利用する行為。
- ⑩ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑪ その他、本約款の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第16条（お問合せ窓口）

契約者は、貸与端末、Chip 等に関するお問合せ、修理等のアフターサービスを必要とする場合、又は、解約の手続を行う場合、下記のコールセンターへ連絡するものとします。

記

【Toppa!モバイルサポートセンター】

TEL：0120-811-407

※ 年末年始など一部お受けできない期間もございます。

詳細はウェブサイト（URL：<http://toppa.excite.co.jp/>）でご確認下さい。

以上

第4章 料金支払等

第17条（支払方法）

契約者は、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金を当社の指定する方法により当社指定の金融機関へ支払うものとします。

第18条（基本使用料）

1. 契約者は、利用契約に基づいて、利用契約の有効期間中、基本使用料として選択プランに応じた下記の金額を当社に支払うものとします。

① 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラットの場合	金 6,505 円/ 回線 (税込)
② 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラットの場合	金 6,405 円/ 回線 (税込)
③ 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラットの場合	金 4,405 円/ 回線 (税込)
2. 契約者が、第11条第3項に基づき、貸与端末の交換・変更に伴う選択プランの変更をした場合には、貸与端末の交換・変更を行った日の属する月の翌月1日より、変更後の選択プランに応じた基本使用料に変更されるものとします。
3. 契約者は第1項の基本使用料で、下記のサービスを受けられるものとします。

① 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラットの場合	「Toppa!モバイル契約約款」に定める Toppa!モバイルデータプラン(E)フラットのサービス内容
② 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラットの場合	「Toppa!モバイル契約約款」に定める Toppa!モバイルデータプラン(D)フラットのサービス内容
③ 選択プランが Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラットの場合	「Toppa! WiMAX サービス契約約款」に定める Toppa!WiMAX データプラン(W)フラットのサービス内容
- ⑤ 第11条（貸与端末の引渡、交換、返却）に定める貸与端末の貸与
- ⑥ 第12条（貸与端末の紛失及び修理時の取扱い）に定める貸与端末の保証
4. 契約者は、基本使用料と別に、利用契約の有効期間中、東日本・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を安定的に利用することができる環境を確保するためのユニバーサルサービス制度に

基づくユニバーサルサービス料金に相当する額として、選択プランの種別を問わず、金 5.25 円/回線を当社に支払うものとします。

5. 契約者は、利用契約の有効期間において第 22 条（Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用停止）に定める Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用停止等により、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスを利用することができない状態が生じたときであっても、基本使用料を当社に支払うものとします。
6. 登録完了月の基本使用料は、日割り計算によるものとし、解約月の基本使用料は、全額とします。
7. 契約者は利用契約の締結時に、事務手数料として金 3,150 円（税込）/回線を当社に支払うものとします。

第 19 条（請求代行業務）

当社は、契約者に対する、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金の請求業務を、当社以外の第三者に委託する場合があります。

第 20 条（延滞利息）

契約者は、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金について支払期日を経過しても当社に支払わない場合は、支払期日の翌日から支払い日の前日まで年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払うものとします。

第 21 条（未払い時の通知等）

1. 当社は、契約者が、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金について支払期日を経過しても当社に支払いがない場合には、契約者に書面、電子メール、電話、訪問等（但し、これらに限定されないものとします。）当社の指定する方法で通知又は連絡（以下「未払料金案内」といいます。）するものとします。
2. 契約者が当社に Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金を支払わない場合、当社は契約者情報を、当社が Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの獲得業務を委託する販売代理店又は当社グループ会社等（以下「提携会社」といいます。）に提供し、未払料金案内を提携会社に委託する場合があります。
3. 当社又は提携会社が契約者を訪問した場合、契約者は、当社又は提携会社が訪問に要した費用を支払うものとします。

第 5 章 利用停止及び解除等

第 22 条（Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用を停止することがあります。
 - ① 契約者が支払期日までに、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスに関する利用料金の支払を怠ったとき。
 - ② 契約者が、第 15 条（禁止事項）に該当する行為を行ったとき。
 - ③ 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 本約款の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が契約者に対して Toppa!モバイルマルチパスポートサービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
 - ⑥ 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由により、当社の Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用を停止するときは、あらかじめ、その理由及び利用を停止する日を書面、電子メール等当社の指定する方法で契約者に通知します。但し、当社が緊急やむを得ないと判断した場合は、契約者に通知しない場合があります。

第 23 条（解除）

1. 当社は、契約者が第 15 条（禁止事項）に該当する場合は、直ちに利用契約を解除できるものとし

ます。

2. 契約者は、前項に従い利用契約が解除された場合、第13条第2項の契約解除料を当社に支払うものとします。
3. 当社は、前条による利用停止の原因となる事実を契約者が解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。
4. 前項に基づき、当社が契約者との利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知するものとします。但し、契約者が第15条（禁止事項）に該当する場合又は緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、契約者に通知しない場合があります。
5. 前各項の定めにかかわらず、当社は、利用契約を2ヶ月前の書面による通知により解除できるものとします。なお、当該解除の場合、契約者は契約解除料の支払い義務を免除されるものとします。

第24条（有効期間）

本約款に基づき提供される Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの有効期間は、当社が、契約者の登録を完了した日の属する月を1ヶ月目として、当該月から起算して36ヶ月目の末日までとします。但し、有効期間満了までに、契約者から当社所定の方法により契約終了の申し出がない場合には、有効期間は1年間自動で更新されるものとし、以後も同様とします。

第25条（移行プランへの移行）

1. 前条但書に基づく自動更新後の利用契約における選択プランは、下記の通りとなります。なお、有効期間、上限回数以外の条件は、自動更新前のプランと同様とします。

記

自動更新前のプランの種類	自動更新後のプランの種類
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラット	Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (E) フラットN
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラット	Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (D) フラットN
Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラット	Toppa!モバイルマルチパスポートプラン (W) フラットN

以上

2. 前条但書に基づき利用契約が更新された場合には、更新前の選択プランに応じた移行プランに自動的に移行されるものとします。

第6章 その他

第26条（損害賠償）

契約者は、本約款の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、その損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）を全額賠償しなければならないものとします。

第27条（免責）

当社が契約者に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、契約者が Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問わないものとします。）について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。なお、損害がキャリアの設備等を原因とするものであり、且つ、キャリアが当社に補償する範囲内において、当社は契約者へ損害を補償する場合があります。

第28条（保証金）

1. 契約者は、次の場合には、Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みの承諾に必要と当社が判断したとき。
 - (2) 第22条（Toppa!モバイルマルチパスポートサービスの利用停止）の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
 - (3) その他当社が必要と判断したとき。

2. 保証金の額は、1 利用契約あたり当社が別途定める額とします。
3. 保証金については、無利息とします。
4. 契約者は、契約期間中と終了後とを問わず、保証金をもって当社に対する債務との相殺を主張し得ないものとします。
5. 契約者は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は自己もしくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとします。
6. 当社は、契約者の利用契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、当該利用契約に係る保証金を契約者に返還します。
7. 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその利用契約に基づき当社に支払うべき額があるときは、保証金をその額に充当し、なお残額がある場合、当該残額を契約者に返還するものとします。

第 29 条（法令等の遵守）

契約者は、貸与端末の利用にあたり、電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年 4 月 17 日法律第 26 号）その他関連法令、本約款を遵守するものとします。

第 30 条（合意管轄）

当社と契約者との間で訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（適用関係）

1. 本約款に定め無き事項は、ウェブサイト ([URL:http://toppa.excite.co.jp/](http://toppa.excite.co.jp/)) に掲載する「Toppa! モバイルマルチパスポートサービス約款」（以下「ウェブサイト約款」といいます。）に従うものとし、本約款とウェブサイト約款に矛盾抵触する定めがある場合は、ウェブサイト約款が優先して適用されるものとします。
2. 本約款及びウェブサイト約款に定め無き事項は、選択プラン約款の定めに基づいて取扱うものとします。

制定日：2012 年4月1日